○国土交通省令第七十七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日　国土交通大臣　中野　洋昌

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（所掌事務） **第八十一条**　（略） 2　花巻空港出張所、山形空港出張所、福島空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、出雲空港出張所及び山口宇部空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。 一・二　（略） 3～5　（略）	（所掌事務） **第八十一条**　（略） 2　花巻空港出張所、山形空港出張所、福島空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、出雲空港出張所、山口宇部空港出張所及び佐賀空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。 一・二　（略） 3～5　（略）

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

○国土交通省令第七十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、観光庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日　国土交通大臣　中野　洋昌

観光庁組織規則の一部を改正する省令

観光庁組織規則（平成二十年国土交通省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調整室並びに企画官、企画調整官、広報広聴官及び危機管理・安全対策官） **第一条**　総務課に、調整室並びに企画官、企画調整官、広報広聴官及び危機管理・安全対策官それぞれ一人を置く。	（調整室並びに企画官、広報広聴官及び危機管理・安全対策官） **第一条**　総務課に、調整室並びに企画官、広報広聴官及び危機管理・安全対策官それぞれ一人を置く。
2～4　（略） 5　企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 6・7　（略）	2～4　（略） （新設） 5・6　（略）

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第百二号

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の規定に基づき、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第一条に規定された材質の原材料であって、これらに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。以下同じ。）ごとに定める当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量（以下「含有量等」という。）に関する安全性審査の手続を次のように定め、告示の日から施行する。

令和七年六月二十五日　内閣総理大臣　石破　茂

器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続

（適用）

第一条　食品、添加物等の規格基準第３　器具及び容器包装のＡ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の９に規定する安全性審査の手続については、この告示の定めるところによる。

（安全性審査）

第二条　内閣総理大臣は、器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等としての申請が、その物質の開発者、その代理人その他の適切な資料を提出することができる者からあったときは、当該含有量等に係る安全性の審査を行う。

２　前項の審査は、食品安全委員会の意見を聴いて行うものとする。

３　第一項の審査を受けようとする者は、別記様式による申請書に、申請しようとする物質の名称、含有量等その他の食品安全委員会の意見を聴くために必要な事項を記載した資料を添付して申請しなければならない。

４　第一項の審査の結果、人の健康を損なうおそれがあると認められない場合には、当該審査を経た旨を消費者庁のホームページにより公表するものとする。

（再評価）

第三条　内閣総理大臣は、前条第四項の規定に基づき安全性の審査を経た旨を公表した内容について、新たな科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときは、食品安全委員会の意見を聴いて再評価を行う。

２　前項の再評価の結果、人の健康を損なうおそれがあると認められる場合は、その旨を消費者庁のホームページにより公表するものとする。